

大阪市立成育小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる。」という認識のもと、「協力する子」育成のために「成育小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために組織対応を行い、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力し対応していくように相談体制・指導体制の充実を図り解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

3. いじめの未然防止についての取組

〈基本姿勢〉

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

（1）わかる授業づくり…「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本多事項の徹底習得
- ・算数科における習熟度別少人数指導の充実
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・授業評価アンケートの実施

（2）学習規律の徹底

- ・正しい姿勢（姿勢体操）
- ・発表の仕方、聞き方

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体験的、計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- ・学校活動の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

(6) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

4. ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

(2) 観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・子どもたちが形成するグループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い人間関係の修復にあたる。

(3) 連絡帳の活用

- ・連絡帳の活用によって、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、個別懇談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的に（月1回）スクールカウンセラーとの相談日を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

(5) いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての1つであると認識した上で、生活指導強調週間チェックカードに加え「いじめ調査アンケート」を実施する。(各学期に1回)

5. いじめの早期解決についての取組

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから個々に聞き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を把握するよう心がける。

(2) 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもたちへの指導・支援

- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに『いじめは決して許される行為ではない』という人権意識を持たせる。
- ・いじめられた子どもの悩みを親身になって受け止め、心配や不安を取り除き、保護に努める。

(4) 保護者との連携

- ・いじめ事案解決のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

(5) いじめ発生後の対応

- ・スクールカウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営を行う。
- ・いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続いていることもあることを認識し、解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い見守る。

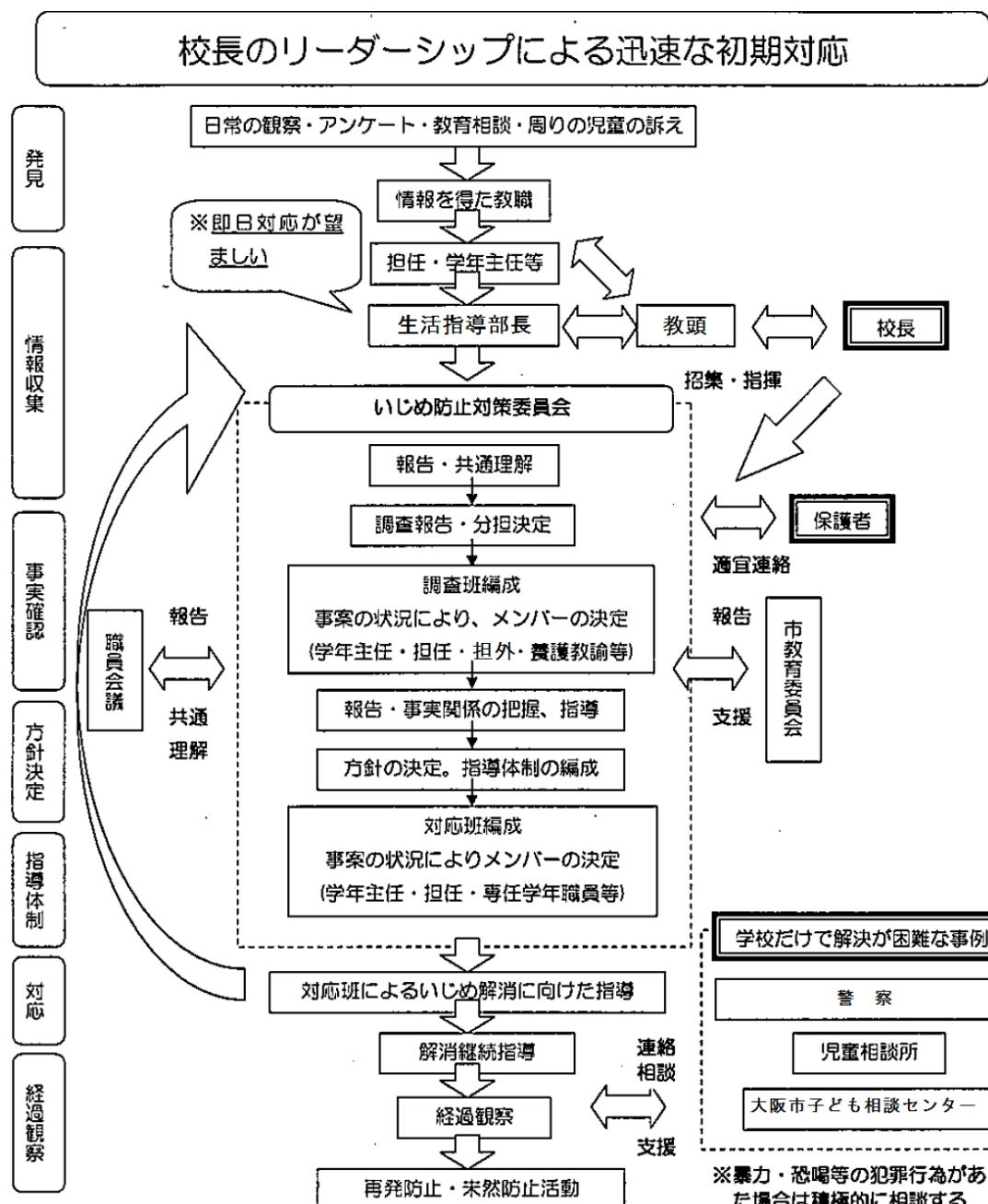
6. いじめ問題に取り組むための校内組織と年間計画

(1) 学校内の組織

●いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取り組み)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する事が大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういう状況を避けるためにも、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



○いじめ防止対策委員会の構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭・学年主任・学級担任

○外部関係機関との連携

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・こども相談センター等

(2) 年間計画

・児童対象いじめアンケート調査	年3回（6月・10月・2月）
・人権教育実践研修会	年1回
・生活指導部会	月1回
・合同連絡会	月1回

7 重大事案への対処

(1) 重大事態とは

- 児童が自殺を意図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大被害を被った場合
- 精神病の疾患を発症した場合
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心になり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り網羅的明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

(4) 調査結果の提供および報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。